

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

通報処理結果の概要

受付番号	17	
受付日	2021年11月30日	
通報内容	マレーシアを拠点とするパーム油製造企業（2社）の所有する農園において、強制労働、人身売買、性的虐待、児童労働などの問題があり、こうした農園のパーム油が大会で使われた可能性があるという内容	
対応経緯*	<p>【通報受付日～2021年12月末】</p> <p>本通報の受領後、通報フォームに記載されたパーム農園における問題に係る情報について、内容を確認しました。</p> <p>組織委員会では、本通報への対応を検討しましたが、通報においては、強制労働等の問題があるとされる農園の名称等は示されておりませんでした。組織委員会が調べた限り、パーム油製造企業2社が所有する農園が、合わせて約300箇所を上ることが確認されました。そのため、多数の農園の油が混合されて流通することが一般的なパーム油の流通状況を踏まえると、本通報の指摘について、事実関係を1つ1つ検証していくには長い期間が必要になります。</p> <p>加えて、組織委員会は大会終了後に解散される時限的な組織であるため、通報受付窓口の対応についても2021年末で終了すること、受領した通報についても、受領した時期や通報の内容によって、対応できない可能性があることについて、ウェブサイトで公表していました。また、組織委員会の人員体制も大会終了後、大きく縮小されました。</p> <p>こうしたことから、本通報については、通報受付窓口における処理手続きを実施することは困難と判断し、その旨を通報者に通知しました。</p> <p>なお、通報の対象となった2社の農園ともに、持続可能なパーム油に係る認証制度を取得していることから、パーム油について専門知識を有するそれら認証制度による苦情処理や調査の仕組みを通じ</p>	

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

	<p>て解決が図られることが効果的であると考えます。また、2社のうち1社については、労働関連の国際的な支援組織と連携し、農園の労働条件の改善に取り組んでいるため、その取り組みが継続されることが望ましいと考えています。こうした考えについても、通報者にお伝えしました。</p> <p>以上をもって、通報受付窓口の対応を終了しました。</p>
備考	

※通報受付窓口業務運用基準で定める案件処理のプロセス外の対応を含む。